

## 一般国道13号で特殊車両・過積載車両の指導・取締を実施します ～ 国土交通省とNEXCOが同時実施 ～

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、道路管理者の許可が必要です。しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるのが現状です。

秋田河川国道事務所では、警察署の協力を得て、特殊車両の指導・取締を定期的に行っています。

今回、NEXCO東日本盛岡管理事務所においても同時に秋田自動車道(秋田南インターチェンジ)で指導・取締を実施します。

この指導・取締は、特殊車両通行許可が厳正に履行されているかを確認するとともに、違反者に対して、道路の保全や交通の危険防止のため必要な措置を命じることを目的としており、国道13号及び秋田自動車道で同時実施します。

1	日時	平成29年7月19日(水曜日) 14:00～16:00
2	場所	一般国道13号 協和車両検測所(大仙市協和船沢地内) 秋田自動車道 秋田南 IC(秋田市上北手古野字大繋沢地内) ※秋田南 ICにおいては、13:00～16:00で実施します。

### ○留意事項○

天候等により中止となる場合があります。(中止の場合、改めてお知らせはいたしません。)

取締予定の報道解禁は、取締日の16時以降とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

指導・取締結果につきましては、後日、記者発表いたします。

記者発表先:秋田県政記者会

### 問い合わせ先

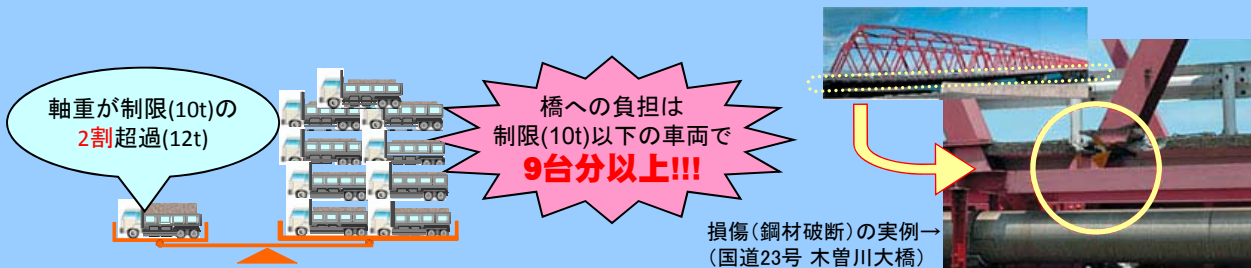
(国道13号) 〒010-0951 秋田市山王一丁目10-29  
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所  
道路管理第一課長 かわめ 川目 まさかつ 正勝 (TEL 018-823-4176 内線 431)  
秋田国道維持出張所長 もとかわ 本川 くにひろ 国博 (TEL 018-862-2276)  
(秋田自動車道) 〒020-0841 岩手県盛岡市羽場11地割66  
東日本高速道路(株) 東北支社 盛岡管理事務所  
副所長 たかはし 高橋 しん 伸 (TEL 019-638-0190)



# 違反者の名称や違反内容を公表します

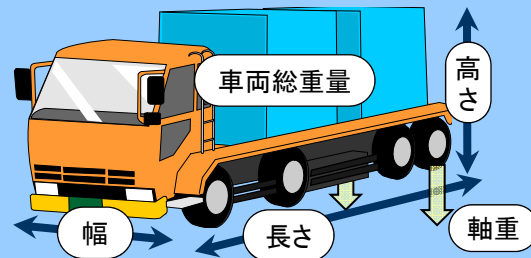
「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その**違反者の名称や違反内容等を公表**します。

## 重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています



## 下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で <b>12m</b> ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で <b>2.5m</b>
高さ	積載状態で <b>3.8m</b> (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で <b>20t</b> (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大 <b>10t</b>



### 【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

## 「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
  - ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
  - ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
  - ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。  
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

### 【ご注意下さい】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。

これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第104条第1項)